

主任相談支援員の役割

日本福祉大学 原田正樹

社会福祉法人 雄勝(おがち)福祉会
元地域支援対策専門官 佐藤博

本制度の目指す目標

- (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保
- (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

新しい生活困窮者支援の形

- (1) 包括的な支援
- (2) 個別的な支援
- (3) 早期的な支援
- (4) 継続的な支援
- (5) 分権的・創造的な支援

支援員に求められる基本姿勢

- (1) 信頼関係を構築する
- (2) ニーズを的確に把握する
- (3) 自己決定を支援する
- (4) 家族を含めた支援を行う
- (5) 社会とのつながりの構築を支援する
- (6) チームアプローチを展開する
- (7) さまざまな支援をコーディネートする
- (8) 社会資源を開発する

①高い倫理観の保持と リーダーシップ

<権利擁護>

- (1) 本人の主体性の確保
- (2) 利用者の尊厳の確保

<秘密保持>

- (3) 個人情報保護

<公平性・中立性>

- (4) 公平性の確保
- (5) 中立性の確保

②支援困難事例への対応

相談支援員等への「スーパービジョン」

(1)地域の支援レベルの向上

⇒ 地域の「協議の場」を有効に活用する。

(2)社会資源開発の新たなニーズを気づかせる契機

⇒ ニーズのアセスメントやプランづくりを通して、地域の社会資源のアセスメントをする。

③チームアプローチの統括

「誰かがすべてを担当するのではない」

⇒ 多分野、多職種ของทีม

チームづくり 支援の輪を広げていく

「チーム支援の要になる」

⇒ 総合調整

支援調整会議の活用

④地域への働きかけと ネットワークの構築

「制度の狭間」に働きかける、狭間をつくらない。

経済的困窮と社会的孤立

- ①地域づくり展開のビジョンの共有
- ②既存の協議会等の活用や再編成
- ③生活困窮の状況分析と課題整理

地域福祉計画への策定関与

⑤リスクマネジメント

- ①支援者へのケア / 支援者支援
- ②職員の健康管理
- ③守秘義務(個人情報)の徹底・管理
- ④ケース記録、業務日誌等の管理
- ⑤苦情対応 / 情報公開や公表
苦情について組織として受け止める
- ⑥事故の回避 保険
- ⑦ヒヤリハットの検証と積み上げ

主任相談支援員の役割

秋田県湯沢市

社会福祉法人 雄勝福社会

人材育成次長 佐藤 博

主任相談支援員の役割

ポイント

1. この制度は、なぜ「ソーシャルワーク」を強調したのか
2. この制度に、なぜ主任相談支援員を位置づけたのか

主任相談支援員①

1. この制度は、なぜ「ソーシャルワーク」を強調したのか

○今までの社会保障制度の特徴は、「人を制度が支える」という、いわゆる給付する制度で人を支えてきた。

○生活困窮者自立支援制度は、「人を人が支援する」という、いわゆる「人づくり」「地域づくり」「地域力」によって人を支える制度である。

○生活困窮者の複合的な問題は、その人だけの問題解決(ケースワーク)として係わるのではなく、その人が生活している地域社会の中で問題解決(ソーシャルワーク)していこうとする制度設計になっているため、個人へのサービス提供で解決するものではなく、地域の支援体制づくりにより、地域の中で生活が可能になるたてつけである。

○これは、正にソーシャルワークの技術が求められる相談支援事業である。

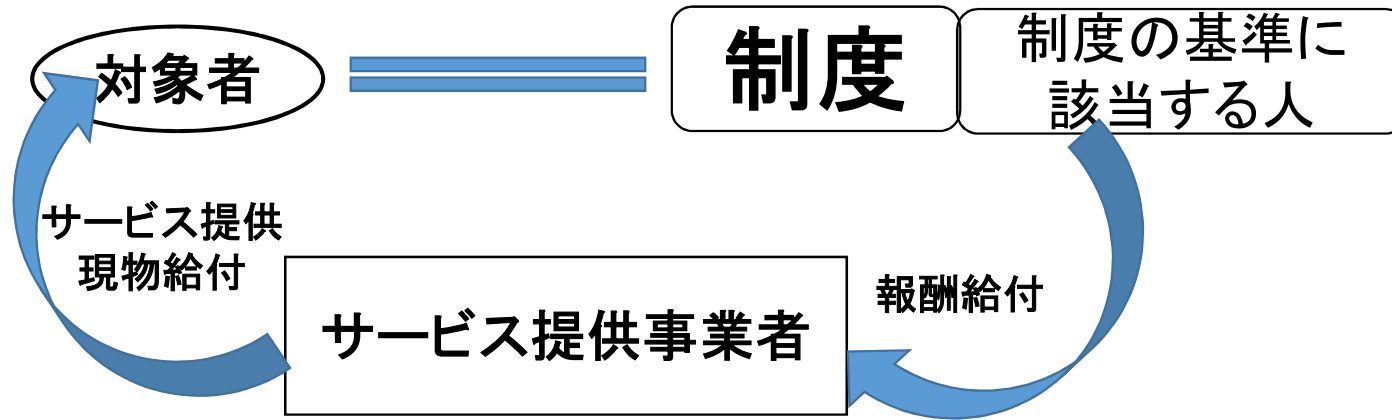


主任相談支援員を安易に捉えず、ソーシャルワークの技術をもち、相談支援員や地域をスーパービジョンで
きる人を制度に位置づけた。→→それだけ重要な人材(専門職)と位置づけている。

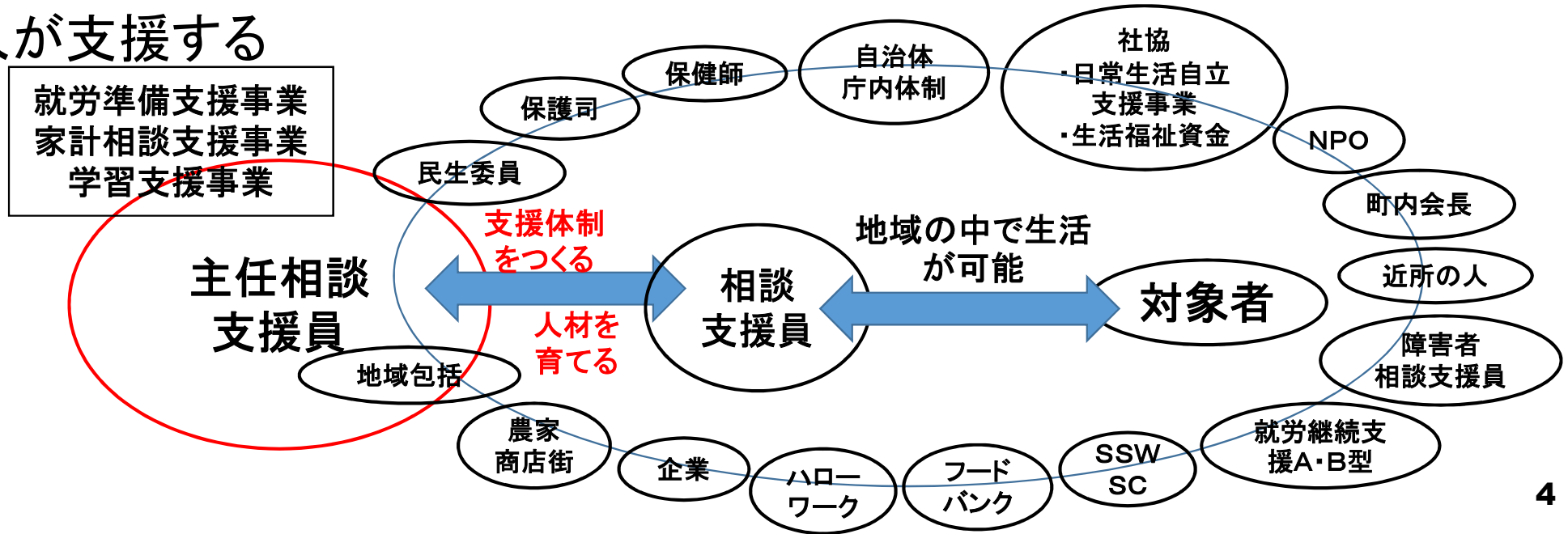
(ましてや、2・3年の異動はあり得ない。)

主任相談支援員として、真剣に学び、実践力を培い、実力をつけるための努力が求められる。
数年後には、生活困窮者支援の自治体間評価が生まれる。それは、主任相談支援員の評価につながる。

人を制度が支える



人を人が支援する



主任相談支援員②

2. この制度に、なぜ主任相談支援員を位置づけたのか

- これまでの制度における相談支援従事者の位置づけは、制度の中の専門職という意識を強調していた。
- そこには、対象とする個人の支援が中心であり、制度の中での支援に終始する傾向があった。
- 加えて、相談支援事業所の中でのスーパーバイザーの位置づけが薄く、相談支援従事者の孤立化や人材育成などの環境は整えられなかった。
- 生活困窮者自立支援制度は、「制度の狭間を埋める」、「制度と制度をつなぐ」、「考える制度」であるため、相談支援員が、効果的に地域の社会資源を活用して個別支援が可能になるよう、社会資源※の組み立てや創設、開発、磨きなおしなどのソーシャルアクションやコミュニティオーガニゼーションを行う、正にソーシャルワークの専門職を位置づけることにした。

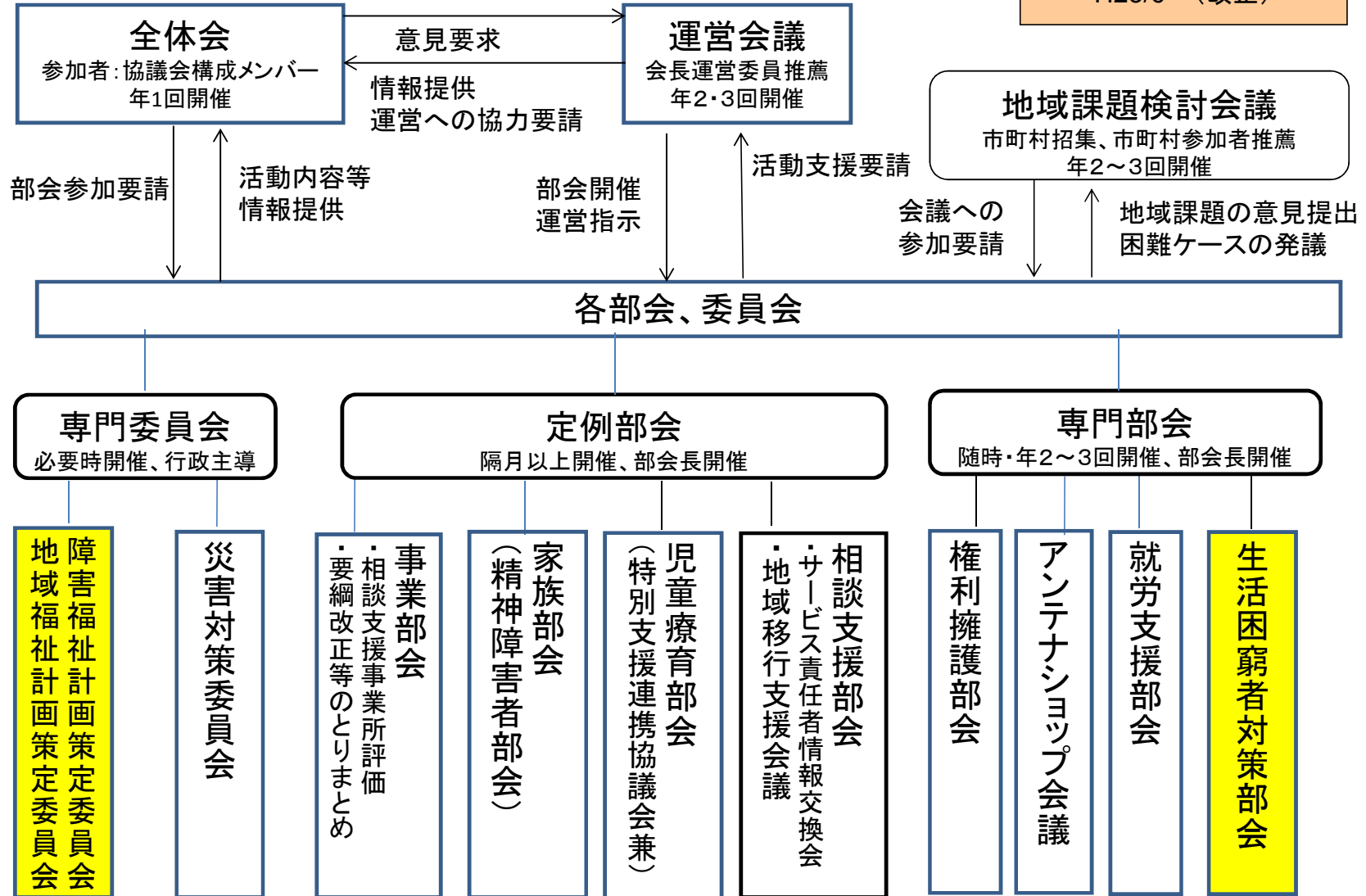
※社会資源：制度資源、人的資源、体制資源、団体資源、食料資源、専門職による専門資源（人脈）、情報資源、サービス提供資源 など）

自治体は、自治事務としてこの制度を実効性あるものにしていくためには、単に「資格があるから主任に選んだ」だけではなく、有資格者を実力者に育てる義務がある。⇒「人を配置すれば、とりあえずいい」という自治体は、数年後に、近隣自治体間の評価・比較に跳ね返ってくる。

この評価を行うために、自立相談支援機関に支援調整会議を位置づけ、自立相談支援機関及び主任相談員等の評価をするようにしていただきたい。

地域づくりには、地域自立支援協議会など、既存の協議会を用いることが有効

湯沢雄勝地域包括支援
ネットワーク協議会体制図
H25/6～(改正)



地域支援体制づくりが重要

様々な情報ネットワークを作ることにより、「抜け・もれ」のない情報が入る仕組みづくり
生活困窮者自立支援制度は、アウトリーチを重視しているが、身近な情報提供体制ができていない
とアウトリーチはできない。

情報

こういう方々が、どこに連絡や情報提供したらよいか分かっていること

[制度上の有資格者]

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、栄養士などの退職者や経験者

[制度上に位置づけられている研修等で業務要件が得られる者]

ヘルパー、障害者相談支援専門員、サービス管理責任者、生活・介護支援サポーター、

[公的な者]

民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司、

[その他]

町内会、近隣者、行政員、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)、福祉員、水道検針員、ふれあい安心電話協力員、配食サービス配達員、地区回覧板班員、アパート管理人、サロンや集まりの会員

【サポーター協力店】

理美容店、郵便配達員、新聞配達員、牛乳配達員、ヤクルトレディー、移動販売車、宅配業者、

サポーター

制度の狭間を埋める体制づくり

地域支援体制の例：秋田県湯沢市の三層構造

